

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

「介護対策検討会報告」について

(昭和64年1月1日～平成元年12月末日)

名 称	提言等年月日	提 言 等 内 容
介護対策検討会 (座長 伊藤 善市)	元年7月7日 (第1回開催日) 元年12月14日 「介護対策検討 会報告書」	厚生省として介護対策を総合的に検討した初めてのもの。利用者の視点に立ち、「要介護者の生活の質の重視」「家族介護の発想の転換」を介護についての基本的考え方として据え、「どこでも、いつでも、的確で質の良いサービスを安心して気軽に受けられる」供給体制の整備、マンパワーの確保策、介護費用の問題、介護環境の整備等につき幅広く提言。
厚生科学会議 (座長 山村 雄一)	元年8月31日 「研究評価の基本的あり方」	今後の厚生科学研究の発展のための研究分野の選択と研究費の効率的な活用という観点から、研究課題の採択、研究費の配分等についての基本的ルールを作成し、その効率的な運用を図ることを提言している。
長寿科学研究センター 一検討会 (座長 佐分利 輝彦)	元年11月29日 「長寿科学研究の振興のために一長寿科学研究センターの設立に向けて一」	明るく活力ある長寿社会の基盤となる長寿科学を振興するため、長寿科学研究センターを研究施設と臨床施設(病院)から構成される国立の機関として設置し、高齢化に伴う諸問題を自然科学から人文社会科学に至るまで総合的、学際的に取り組む長寿科学研究の中核施設とすることを提言している。
老人保健審議会 (会長 小山 路男)	元年12月18日 「老人保健制度の見直しに関する中間意見」	老人保健制度に関して、老人の保健、医療、福祉にわたる幅広い視点から総合的に検討を行い、老人保健、福祉施策の総合的、計画的推進、保健事業の効果的推進、要介護老人に対する在宅及び施設の取組み等について中間意見を提出した。 なお老人医療の費用負担の在り方については、更に検討を重ねていくこととされた。
あん摩、マッサージ、	元年3月31日	昭和63年5月の法改正により養成期間

名 称	提言等年月日	提 言 等 内 容
指定、はり、きゆう、柔道整復等中央審議会 (会長 信澤 清)	「学校養成施設の認定(指定)基準の改正について」	の延長等免許者の資質向上が図られたが、これを受けて、養成カリキュラムを含む学校養成施設の認定(指定)基準の改正について答申を行った。
患者サービスの在り方に関する懇談会 (座長 坂上 正道)	元年5月12日「患者サービスの在り方に関する懇談会報告書」	近年の国民の医療に対する要望の高度化、多様化、医療情報の増大などの患者サービスをめぐる背景の変化に対応し、様々な場面での患者及びその家族への情報提供や患者の快適性や利便性に配慮したサービスの在り方を中心に検討を行い、医療機関の参考になるよう「患者サービスガイドライン」を作成した。
医療関係者審議会 臨床研修部会 (部会長 坂上 正道)	元年6月14日 「卒後臨床研修に関する意見書」	患者を全人的に診る能力を身につけるために必要とされる医師の卒後臨床研修の標準的な到達目標について提言を行った。
末期医療に関するケアの在り方の検討会 (座長 森岡 恭彦)	元年6月16日「末期医療に関するケアの在り方の検討会報告書」	いわゆる末期状態の患者に対する告知の在り方、末期医療におけるケアの充実方策、医療従事者の末期医療に関する教育・研修の必要性、末期医療に対する国民の認識を深めておくことの重要性などについて報告された。
輸血療法の適正化に関する検討会 (座長 三輪 史朗)	元年6月23日「輸血療法の適正化に関する検討会報告書」	最新の知見に基づいた対応が求められている輸血療法の適用と安全対策につき、輸血療法の基本的考え方及び実施上の注意点、院内輸血についての留意事項などを検討し、輸血療法ガイドラインとして、報告書がとりまとめられた。
地域保健将来構想検討会 (委員長 小泉 明)	元年6月28日 「地域保健将来構想報告書—保健所の在り方を中心として—」	高齢化社会、情報化社会の進展や国民のニーズの多様化、高度化等の地域保健をとりまく背景が変化していく中で、保健所活動を中心とした新しい地域保健の将来像を構築するため、保健所の新たな機能分担、政令市制度、市町村保健活動等に関する提言を行った。
在宅医療環境整備に	元年6月30日	在宅において十分な医療を受けたいと

名 称	提言等年月日	提 言 等 内 容
関する検討会 (座長 高久 史麿)	「在宅医療環境 整備に関する検 討会報告書」	いう国民の要望が高まる中で、現在比較的普及している在宅酸素療法、CAPD、自己注射法、IVHについて現状と問題点を示すとともに、在宅医療をシステム化をするため、関係職種、関係機関の調整を図ることが重要である等の報告を行った。
へき地保健医療対策 検討委員会 (座長 高久 史麿)	元年7月27日 (第1回開催日)	離島、山村等のへき地における医療の確保については、昭和31年度から年次計画を立て推進しているところである。 現在の第6次へき地保健医療計画が平成2年度で終了することから、平成3年度以降のへき地保健医療対策について、無医地区等の実態調査を踏まえ検討を行っている。
医療関連ビジネス基 準作成委員会 (座長 大谷 藤郎)	元年10月12日 (第1回開催日)	各種の医療関連ビジネスの質を向上させるため、業種ごとに基本的なガイドラインの検討・作成を行う。このガイドラインの作成により利用者である医療機関や国民の信頼を高めていくことが期待されている。具体的には、平成元年度は、患者給食部会と消毒・滅菌部会の2部会を設置し、患者給食のガイドラインの見直しと医療用具等の消毒・滅菌のガイドラインの作成に着手。
救急医療体制検討会 (座長 浅野 献一)	元年9月21日 (第1回開催日)	休日・夜間における救急患者の医療を確保するため、昭和52年度から体系的整備を計画的に推進しているところであり、量的には初期の目標を達成しつつある。しかし、今後は21世紀をめざした救急医療体制の質的な充実を図るため、高度の救急医療体制はどうあるべきか等の点について検討を行っている。
公衆衛生審議会 (会長 山口 正義)	元年9月22日 「日本人の栄養 所要量等につい	近年の国民の疾病構造、人口構造等の食生活を取り巻く社会経済的变化に対応して、特に、従来の集団指導のための基

名 称	接言等年月日	提 言 等 内 容
	て」	<p>礎的資料を提供するのみならず、個人の健康の保持・増進の指標として活用できるように配慮して、平成2年から平成7年までの間に使用する第4次改定日本人の栄養所要量を策定した。</p>
<p>新血液事業推進検討委員会 (座長 村上 省三)</p>	<p>元年9月5日 「新血液事業推進検討委員会第一次報告書」</p>	<p>血漿分画製剤の国内自給を図るための具体的推進方策について、献血血液の有効かつ適正な利用、効率的な事業運営、民間活力の利用等の基本方針のもと、自給の第一目標を緊急性の高い血液凝固因子製剤とし、平成3年度中に日赤で一元的に製造・供給することとし、その他の製剤についても段階的に自給を進めていくという提言を行った。</p>
<p>中央環境衛生適正化審議会 (会長 柳瀬 孝吉)</p>	<p>元年2月14日 「興行場営業振興指針の設定について等」</p>	<p>興行場営業の計画的な振興を図り、公衆衛生の向上と利用者利益の増進に資することを目的として、「興行場営業の振興指針」の設定について答申を行った。</p> <p>また、既に振興指針の設定されている業種のうち理容業など4業種の目標達成年度の延長など及びクリーニング業法の一部改正に伴う標準営業約款の一部改正について答申を行った。</p>
<p>食品衛生調査会 バイオテクノロジー特別部会 (部会長 大澤 利昭)</p>	<p>元年1月12日 (第1回開催日)</p>	<p>食品分野への応用により安定した品質の食品等の供給や製造時間の短縮などが期待できるバイオテクノロジーの利用について、その安全性を確保するために、その基本方針、製造指針、安全性評価指針の策定等に関して検討を進めている。</p>
<p>指定検査機関精度管理検討会 (委員長 内山 充)</p>	<p>元年4月25日 「指定検査機関精度管理検討会報告書」</p>	<p>近年における輸入食品等の安全確保に対する国民の関心の高まり等に伴い、食品等の試験検査が急増していることから、指定検査機関における検査精度の信頼性の確保と技術の一層の向上を図るため、検査技術及び結果の適正かつ厳格な管理運営のあり方等について意見をとりまと</p>

名 称	提言等年月日	提 言 等 内 容
		めた。
機能性食品懇談会 (座長 阿部 達夫)	元年4月3日 「機能性食品問題の検討結果について(中間報告)」	生体防御・体調の調節等に係る機能を生体に対して十分発現できるように設計された機能性食品を、国民が適切に利用し、健康の維持増進に役立てることができるよう適正な表示制度等について検討を行い、その中間報告を行った。
食品添加物表示検討会 (座長 藤巻 正生)	元年9月4日 「化学的合成品以外の食品添加物の表示について(報告)」	食品に使用された化学的合成品以外の食品添加物についても、化学的合成品たる食品添加物と同時同様に表示することについての基本的考え方及びその表示方法等について報告をまとめた。
食品衛生調査会 (委員長 館 正知)	元年9月22日 「化学的合成品以外の食品添加物表示基準について」	食品添加物表示の基本は、食品に使用した食品添加物は公衆衛生上の観点から、原則として表示することにあるとされ、このため、化学的合成品以外の食品添加物についても、化学的合成品たる食品添加物と同時同様に表示することが妥当であるとされた。また、併せて、食品添加物の表示の方法等について答申が行われた。
大深度水道管路検討会 (座長 後藤 圭司)	元年2月 「大深度水道管路構想について」	地下空間の利用の高密度化が進み、水道施設の整備が困難となっている大都市等において、新たな水需要に対応し、渇水時、災害時等にも安定的に水を供給するために、大深度地下空間を利用した水道施設の整備の必要性を指摘するとともに法制面、技術面等における今後の検討課題について取りまとめた。
給水管衛生問題検討会 (座長 真柄 泰基)	元年6月 「給水管等に係る衛生対策について」	給水管等による水道水中への鉛溶出の問題に関して調査検討し、①給水管の適正な管材の選択②鉛管の布設替③pHの改善④開栓初期の水の使用に対する注意等について提言を行った。
ごみ減量化を語る女性の会 (座長	元年11月2日 (第1回開催日)	急増するごみの減量化には住民や排出事業者の協力が必要不可欠となっている。そこで、ごみを減らす工夫について消費

名 称	提言等年月日	提 言 等 内 容
松田 美夜子)		者としての生活に密着した観点から、女性メンバー間の自由な討議により検討を行っており、新たな施策への参考とすることとしている。
医療廃棄物処理対策 検討会 (座長 山中 和)	元年11月6日 「医療廃棄物の 適正な処理の確 保に関する方策 について」	医療関係機関から排出される医療廃棄物のうち感染性廃棄物の適正処理を図るため、「医療廃棄物処理ガイドライン」を取りまとめ、今後医療関係機関、廃棄物処理業者等が、このガイドラインに従って感染性廃棄物の管理、排出及び処理を行うこと等を提言した。
児童手当制度基本問 題研究会 (座長 平田 寛一郎)	元年7月4日 「児童手当制度 基本問題研究会 報告書—今後の 児童手当制度の あり方について —」	今後の児童手当制度のあり方について、学識者からなる研究会において幅広い観点から検討を行い、児童手当制度を現金給付と健全育成サービスとを総合的に実施する制度とすることなどを内容とする試案を中央児童福祉審議会に報告した。
新しい時代の母子保 健を考える研究会 (座長 平山 宗宏)	元年12月13日 「新しい時代の 母子保健を考え る研究会報告」	核家族化、少子化、女性の社会進出の増加等母性や乳幼児を取り巻く社会環境の変化により母子保健に関する新しい問題が生じている状況を踏まえ、「こころ」の健康の重視や家庭、職場を含めた地域ぐるみの対応の重視、相談事業等や健診事後指導の重視等5つの視点から母子保健の問題に取り組むべきであると指摘するとともに、今後の方向について提言している。
中央社会福祉審議会 企画分科会、身体障 害者福祉審議会企画 分科会及び中央児童 福祉審議会企画部会 小委員会合同会議 (座長 山田 雄三)	元年3月30日 「今後の社会福 祉のあり方につ いて(意見具申)」	人口の急速な高齢化、国民意識の多様化等社会福祉を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、社会福祉制度について中長期的見直しを進め、市町村の役割重視、在宅福祉の充実といった基本的考え方に沿って新たな社会福祉の展開を図るべき旨の意見具申を行った。

名 称	提言等年月日	提 言 等 内 容
生協による福祉サービスのあり方に関する研究会 (座長 京極 高宣)	元年6月26日 「生協による福祉サービスのあり方に関する研究会報告書」	生協においては、従来から地域に根ざした福祉、文化活動等を行ってきたが、今後の高齢社会の進展に備え、相互扶助の理念に則り、より積極的に福祉活動に取り組んでいくことが求められている。このような状況を踏まえ、生協に求められている福祉サービスの範囲、生協として実施可能な事業内容等について検討を行った。
世帯更生資金貸付制度基本問題検討委員会 (座長 田中 明)	元年6月26日 「世帯更生資金貸付制度基本問題検討委員会報告」	世帯更生資金貸付制度の基本問題の整理を行い、これをふまえて各称変更、運営方法、手続等についての具体的改善方策をふくめ時代に適応する制度のあり方について報告を得た。
すべての人が明るく暮らせる社会づくり懇談会 (座長 井深 大)	元年11月27日 (第1回開催日)	「国連・障害者の十年」(昭和58年～平成4年)の最終年をひかえて、「すべての人が障害の有無にかかわらずともに明るく暮らせるような社会をつくる」という考え方を具体的に推進し、今後の進展の契機となるような記念事業を実施するために、その基本構想等について、関係各方面の学識経験者の参集を得て、御意見を伺っている。
中国帰国孤児自立対策委員会 (座長 島蘭 安雄)	元年12月12日 (第1回開催日)	帰国孤児世帯の日本社会への定着と自立が最大の課題となっていることから、帰国孤児等の早期自立を図るため、長年日本とは異なる社会、文化の中で生活後、日本社会に定着する孤児とその家族の特性を踏まえた効果的な指導方法について、精神医学や文化人類学等関連する各方面の専門家によって調査研究を行っている。
社会保険審議会 (会長 宮澤 健一)	元年2月9日	政管健保の保険料率を、平成元年3月1日から平成2年2月28日までの間、1000分の83とするなどの答申を行った。
	元年4月14日	高額療養費制度の自己負担限度額を現行の54,000円から57,000円に改定するな

名 称	提言等年月日	提 言 等 内 容
		どの答申を行った。
中央社会保険医療協 議会 (会長 円城寺 次郎)	元年 2月27日	社会保険及び老人保健の診療報酬を元年4月1日から平均0.11%引き上げる答申を行った。 また、老人保健施設療養費のうち入所者基本施設療養費を元年4月1日から月額21万660円に引き上げる答申を行った。
年金審議会 (会長 福武 直)	元年 2月27日 「国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正について(答申)」	年金額の改善、保険料の引上げ、支給開始年齢の引上げ、国民年金基金の創設、学生に対する国民年金の適用などを内容とする改正案要綱を了承する旨の答申を行った。
	元年 3月16日 「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度の制定について(答申)」	被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度案要綱を了承する旨の答申を行った。

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

1 検討会の概要

(1) 事務次官の懇談会座長:伊藤善市東京女子大学教授メンバー:P.381の通り

(2) 平成元年7月7日に第1回会合,同年12月14日(木)14時から厚生省特別第1会議室で開催の第9回会合で報告をとりまとめ。

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

2 報告の意義

- (1) 介護対策を総合的に検討した初めてのもの。
 - (2) 各委員の現場を踏まえた意見であり,介護問題をめぐる主要な課題を網羅。
 - (3) 介護の理念を示し,利用者の視点に立って今後の介護対策の方向を提示。
 - (4) 報告内容は,中長期的視点に立って検討したものであり,今後厚生省において逐次計画的に実現していくことを希望。
-

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

3 問題意識

(1) 施策のメニューは一応揃ったが,依然として介護問題は国民の老後の不安の大きな要素。

(2) 国民の介護に関する不安を解消するために何をなすべきか。

利用者の視点に立って検討

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

4 報告のポイント

(1) 介護の基本的考え方を明確にした。

1) 要介護者の生活の質の重視

- ・ 要介護状態においてもできる限り自立し,社会とのつながりを保ちながら,積極的意欲をもって生活できるようにする。
- ・ 可能なかぎり残存能力の維持向上を図る。
- ・ これまでの生活をなるべく変えない。
- ・ 要介護者の生活はできるだけ自らの判断で自らが選択できるようにする。

寝たきりゼロに向けた介護の基礎

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

4 報告のポイント

- (1) 介護の基本的考え方を明確にした。
 - 2) 家族介護の発想の転換
-

- ・ 家族介護は、要介護者と家族の良好な人間関係があって初めて成立。
 - ・ 「在宅サービスなしにお互いに無理を重ねる介護」から「在宅サービスを適切に活用する家族介護」への発想の転換が必要。
-

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

4 報告のポイント

(2) 供給体制のめざすべき方向を示した。

「どこでも、いつでも、的確で質の良いサービスを、安心して、気軽に受けられるようにする。」

併せて要介護者も可能な限り家庭や地域で通常の生活ができるような社会づくり(ノーマライゼーション)の考え方に立って要介護者や介護に当たる家族が生活しやすい環境づくり,社会づくりをめざす。

1) 市町村中心の展開,市町村の自主的取組を促進する国,都道府県の支援

2) 在宅サービス

- ・ 24時間安心できる体制(緊急通報システム,特別養護老人ホーム等24時間施設を活用,ホームヘルパーの派遣可能時間帯の起床時から就寝時までの拡大等)
- ・ 在宅サービスの拠点の全国的整備,利用者と拠点をつなぐ在宅介護支援センターの全国的整備
- ・ わが国の実情に沿った在宅サービスの展開(デイサービス,ショートステイの活用,デイサービスとホームヘルパー派遣事業の一体的運用等効果的組合せ)・ 保健,医療,福祉の連携によるサービスの総合化(地域におけるネットワークの整備在宅介護支援センターと保健,医療との連携等)・ 住環境整備の相談援助,福祉機器の提供と人的サービスの総合化・ サービスに直結する相談体制・ その他

3) 施設サービス

- ・ 個室等スペースの確保
- ・ 超早期リハや早期離床の促進のための病院の体制整備

4) 供給主体の多様化,シルバーサービスの健全育成

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

4 報告のポイント

(3) マンパワーについても既成の考え方にとらわれず確保策を示した。

1) ホームヘルパー等福祉従事者

- ・ パート等弾力的雇用形態の導入,民間委託の導入
 - ・ 主婦,高齢者等の就労の推進,いわゆる「福祉公社」(行政関与のもとに設立された住民参加型の有償在宅福祉サービスの供給主体)への助成
 - ・ 社会的評価の確立
-

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

4 報告のポイント

(3) マンパワーについても既成の考え方にとらわれず確保策を示した。

2) 医療従事者

-
- ・ 保健婦,看護婦等の確保,寝たきり状態にしない医療・在宅医療等の研修
-

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

4 報告のポイント

(4) 介護費用問題について中長期的視点に立った検討の視点を示した。

- ・ 検討の視点は,財源(公費か保険料か),給付方式(現金給付か現物給付か等),サービス供給体制との関係(サービスの質・量の確保,対象者の範囲,認定等)等
 - ・ 地方単独事業で行なわれているような介護手当の制度化は慎重検討
 - ・ 当面は在宅サービス等のサービス供給体制の重点整備とこれに必要な安定的財源の確保、
 - ・ 地域の自主的取組,民間の創意工夫を支援する基金の確立と拡充の必要
-

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

4 報告のポイント

(5) 要介護者,家族が安心して暮らせる環境づくりの方向を示した。

- ・ 在宅対策の基礎となる住環境の整備について,新しい軽費老人ホーム(ケアハウス)の整備増改築のノウハウの蓄積と普及,建設省との連携の必要性
- ・ 街づくり,福祉機器,住民の地域福祉活動等の振興,介護に関する研究等

介護対策検討会委員名簿(50音順 敬称略)

石川三義 社会福祉法人春風会特別養護老人ホームあしたかホーム次長

(座長) 伊藤善市 東京女子大学教授

大熊由紀子 朝日新聞社論説委員

竹中浩治 社会福祉・医療事業団副理事長

中島紀恵子 日本社会事業大学教授

橋本泰子 社会福祉法人東京弘済園弘済ケアセンター所長

古瀬徹 日本社会事業大学社会事業研究所教授

堀勝洋 社会保障研究所調査部長

町田洋次 日本長期信用銀行調査策二部部長

矢内伸夫 医療法人共和会南小倉病院院長

山崎泰彦 上智大学助教授

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

4 報告のポイント

「これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書」

1 はじめに

我が国の出生率は、ここ数年低下が続いており、21世紀の社会を担う子どもたちが減少している。

このような小子化は、子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼすおそれがあるばかりでなく、高齢者扶養の負担の増大や経済社会の活力の低下など社会全体にも憂慮すべき事態をもたらすものと考えられる。

歴史を播いてみても、古代ローマの末期がそうであったように、未来を担う子どもが減少し、人々が未来に夢を持たなくなることは、文明が衰退する一つの前兆であるといわれている。

子どもを取り巻く環境についても「縮小化と希薄化」が進行している。

今世紀の残された短い時間の中で、この「深刻で静かなる危機」に対応することが、今や緊急の課題となっている。

当懇談会としては、このような状況にかんがみ、子どもが健やかに生まれ、育つための環境づくりが喫緊の課題となっていると考え、これまで1年半にわたって行ってきた議論を踏まえ、今後の基本的な方向について本報告をとりまとめた。本報告を契機として、家庭や子育ての問題について広く国民的論議が行われることを強く期待するものである。

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

4 報告のポイント

「これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書」

2 子どもと家庭をめぐる環境の変化

我が国は経済、社会の様々な側面において大きく変化しつつあり、こうした中で子どもや家庭をめぐる環境についても様々な変化が生じてきているが、この変化を一言で言えば、子どもを取り巻く環境の「縮小化と希薄化」ということであろう。

(1) 出生率の低下、少子化とその影響

我が国の出生数は、昭和48年の209万人をピークに減少の一途をたどり、平成元年には124万人と推計されており、また、1人の女性が一生の間に生むと推定される子どもの数は、昭和63年には1.66となるなど、戦前戦後を通じて最低の水準となった。

また、かつて人口減少に悩んでいた欧米諸国では近年出生率の回復傾向が見られるのに対し、我が国ではここ数年出生率の低下が続いている。

このため、我が国では1世帯当たりの子どもの数の減少(いわゆる少子化)が進んでおり、子どものいる世帯の8割が一人っ子、二人っ子という状況にある。このような状況が続けば、将来は、兄弟姉妹のみならずいとこのいない子どもも出てこよう。

さらに、総人口に占める子どもの割合は減少しており、21世紀初めには老人の割合と逆転することが予想されている。

少子化は、ゆとりある社会が期待できるというプラスの評価がないわけではないが、他方、「社会の中でもまれる」機会や「人と人との間で育つ」機会を減少させるおそれもある。

このように人間関係が希薄化すると、子どもが、様々な人間関係の中で多様な価値観の存在やがまんすることなどを学ぶ機会が減少し、創造性や活力を失うばかりでなく、社会性に欠け、人の心の痛みを感ずることができなくなるなど、子どもの健やかな成長に大きな影響をもたらすおそれがある。

また、社会全体としてみた場合、出生率の低下による若年層の減少は、年金、医療など高齢者扶養の負担の増大や経済社会全体の活力の低下など、将来に大きな影響をもたらすことが憂慮される。

(2) 家族形態の変化と地域社会の変貌

子どもの養育の基本的な場である家庭の形態や地域社会は、戦後の高度経済成長以来、大きく変化した。

すなわち、5人家族から3人家族へという世帯人員の減少、また、三世代世帯の減少と核家族世帯の増加により、我が国の世帯構造は、いわゆる大家族・直系

家族から、小家族・核家族へと変化した。

一方,都市化により子どもの遊び場は減少し,自然の喪失によって自然とのふれあいを持つ機会も減少してきている。さらに,隣近所とのつきあいについても,あいさつ程度の軽いつきあいが大半を占めるなど,地域社会とのつながりの弱化が顕著となっている。

(3) 産業構造,就業構造の変化

我が国の産業構造は,戦後,農林漁業中心から工業中心へ,さらにはサービス産業中心へと大きく変化し,また,経済のソフト化が進んでいる。

これに伴い,また,近年の高学歴指向ともあいまって,女性の職場進出が進み,現在では主婦の2人に1人は就労し,3人に1人は雇用者として働いている。特に,最近の女子雇用者の増加は著しく,この10年でおよそ2倍となっている。

経済のソフト化とともにいわゆるパートタイマーも増加しており,その7割を女性が占めている。

このように,我が国の産業構造,就業構造は,ソフト化・多様化・流動化の傾向にあり,これらが相互に関連しつつ女性の職場進出を進める大きな要因となっている。

(4) 国民の生活様式と意識の変化

産業構造の変化は,農村から都市への人口流出をもたらし,これに伴い都市型の生活様式が広く行われるようになり,また,所得水準の上昇などにより,豊かな生活が享受できるようになっている。これらを背景として,多くの人々が自らの生活を中流と認識している一方,自分自身の生活を中心に考える傾向が強まってきている。

国民の意識の変化は,家庭や子育てに関する意識にも変化をもたらしており,いわゆるシングルや,結婚しても子どもを生毒ないDINKSを選択する人々も次第に増加しつつある。この背景には様々な家庭ないし生活の形態を個人が自主的に選択するという価値観の多様化が指摘できよう。

しかしながら,近年,人々の目が,生活の質や生きがいといった精神的豊かさにも向けられるようになってきており,国民の意識にも変化のきざしが見え始めている。近代化とは,ある意味では,大家族や地域共同体といった血縁地縁による「つなぎ」を断ち切る過程であったといえるが,今日では逆に,人と人とのつながり,ふれあいの大切さといったものが改めて見直され始めようとしている。

(5) 情報化と情報量の増大

情報関連機器の開発と普及,人や物の流れの増大などを背景として,我が国における情報量は,あらゆる分野で著しく増大し,かつ,その内容も多様化し,国民の意識や生活にも様々な影響を与えている。

家庭にとっても,例えば育児情報についてみると,雑誌,テレビといったマスメディアから,母親同士のサークルでのいわゆる口コミ情報に至るまで量的にも増大し,質的にも多様化してきている。

一方,これら情報と子どもとの関係についてみると,テレビ,ビデオといった映像メディアの普及は,一面では,子どもの創造性を育てるということに貢献しているが,他方では,子どもが,過剰な情報の中から,自らに必要なものを主体的に取捨選択することが著しく困難になっているという状況ももたらしている。

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

4 報告のポイント

「これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書」

3 環境の変化がもたらす影響

我が国の子どもたちは、生活水準の向上などにより、平和で豊かな生活を享受しているが、一方では、既に述べたような「縮小化と希薄化」という深刻な問題に直面しており家庭や地域社会の養育機能が弱体化し、子育てはますます孤立化したものとなってきている。

(1) 家庭の養育機能の低下

家庭は、人が生まれ、育ち、働き、老いを迎える生活の基本的な場であり、かつては生産や消費の機能、子どもの養育機能やしつけなどの教育の機能、やすらぎやくつろぎなどをもたらす情緒的機能など様々な機能を有していた。しかし、家庭をめぐる環境の変化に伴い、こうした家庭の諸機能は縮小化し、子どもの養育機能も低下しつつある。

例えば、核家族化により、これまで三世代家族の中で祖父母の世代から親の世代へと受け継がれてきた育児についての実際的な知識・方法を、現在の若い親たちは学べなくなっており、また、親になるための準備や経験が不足したまま親になってしまうといった事態も見られる。

これに代わるような形でマスメディアによる育児情報が増大してきているが、こうした多様な育児情報も上手に活用すれば役に立つことがある反面、かえって育児不安を助長する場合も少なくない。

また、産業構造、就業構造の変化を背景とした女性の職場進出により、就労と出産・子育てとの両立が困難となってきており、また、サラリーマン化により、職住の分離が進み、長時間の労働や通勤時間、単身赴任の増加ともあいまって親、特に父親が子どもに接する機会が少なくなり、家庭における父親の存在感が希薄化している。

さらに、生活様式の変化や高学歴指向により、子育てに伴う養育費や教育費などの家計の負担も増大の一途をたどっている。

最近では、家庭生活における個人化が進み、「生活の共同性」が失われてきている結果、やすらぎやくつろぎなどの家庭の情緒機能が弱体化してきている。さらに、不登校、非行、家庭内暴力、いじめなど子どもの行動上の問題や、親子関係の変化による過保護、過干渉、逆に放任、児童虐待といった深刻な問題も顕在化し、あるいは増加している。

(2) 地域社会の養育機能の弱体化

人と人とのつきあいの希薄化は、地域の中での家庭の孤立化をもたらし、子育てについての様々な問題を家庭が抱え込むという状況が生じている。

また、子ども自身にとっても、受験戦争などにより遊び仲間や遊ぶ時間も少なくなり、友達同士のつきあいから社会性を学ぶことが少なくなってきており、核家族化ともあいまって老人との交流も少なくなり、思いや

厚生白書(平成元年版)

りの心を学ぶ機会も減少している。

さらに,都市化によって,自然とふれあう機会が少なくなったり,住宅の高層化や交通量の増大などにより,安心して伸び伸びと遊べる場所が少なくなっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

4 報告のポイント

「これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書」

4 子どもが健やかに生まれ、育つための環境づくり

子どもは人類の未来であり、子育ては未来社会の設計そのものである。今後、男女を問わず、また個々の家庭のみならず、国や地方公共団体、地域社会、学校、企業など社会全体で子どもの問題に真剣に取り組むとともに、子育ての喜びを享受できるようにしていくことが大切である。

出生率の低下と女性の職場進出を踏まえ、これからの家庭と子育てをめぐる諸施策は、「子どもが健やかに生まれ、育つための環境づくり」を課題として展開していく必要がある。

少子化の原因には様々なものが考えられるが、子育てに伴う種々の負担の増大が、子どもを持つことをためらわせる要因の一つとなっていると考えられることから、これらの要因を取り除くことが必要である。

また、女性の社会進出に伴い、仕事と子育ての両立のために女性の負担が増大していることから、保育サービスの充実や育児休業の普及など働く女性の支援策を早急に拡充することが重要である。

各種施策は、「子育ての男女共同化」が可能となるように支援するという観点から進めていくことが重要であり、また、行政のあり方も、点の行政から面の行政へ、ハードの整備からソフトの整備へと展開していくことが必要である。

なお、労働政策、文教政策、住宅政策などとの連携、民間活力の活用など幅広い視点に立つことも必要である。

(1) 家庭と子育てをめぐる国民的論議の展開

これまで、家庭や子育ての問題を社会全体の問題としてとらえるという視点は必ずしも強調されてこなかったが、今後は家庭や子育てのあり方について社会全体が関心を高め、国民的な論議が展開されるような雰囲気をつくっていくことが重要である。

このため、例えば家庭と子育てについてのシンポジウムを全国各地で開催し、地域の特色を生かしたユニークな子育て活動についての情報交換を行うという方法も考えられよう。また、子育てや子どもの健全育成についての専門的な調査、研究なども一層積極的に行われることが必要である。さらに、家庭と子育ての問題についてマスメディアがより強い関心をもち、報道、情報伝達が行われることも望まれる。

(2) 家庭基盤整備のための支援策

ア 子育てに関する親としての意識の高揚

子育てにおいて、親は中心的な役割を果たしており、自ら親が子育てについての責任を持つことは子どもの健全な育成の基礎である。

このため、価値観の多様化を踏まえつつも、子どもを生み育てることが大きな喜びとなるように子育てについての親の意識を高めるとともに、特に父親の育児参加を促進させることが必要である。それには、労働時間などの面で企業の協力を得ることも大切であろう。

また、自分の子どもだけでなく、広く地域社会の子ども全体に目を向けるようにするため、様々な地域活動を行う機会を提供することも重要である。

イ 家庭や子育てに関する総合的な相談援助体制の整備

今後は、児童相談所など子どもや家庭に関する相談機関の質の向上に努めるとともに、様々な相談機関のネットワーク化を図る必要がある。その際、保育所など、子育てにかかわる地域の社会資源を有効に活用するとともに、児童委員の活動もより積極的に推進するなど、地域ぐるみで子どもを育てるという機運を盛り上げていくことが期待される。また、親や子ども自身が気軽に相談できるようこれら相談機関を地域の人々にとって親しみやすいものとしていくことが必要である。

学校は、子どもがその生活の大半を過ごす場所の一つであることから、例えば、子ども自身が悩みや不安といった心の問題を気軽にかつ直接に相談できる

ようにするとともに、受験戦争の中で子どもたちが心のゆとりや他人への思いやりを失いがちであることから、学校教育においても心の側面に深く配慮することが期待される。

さらに、地域における子育て支援のマンパワーとして、子育てを終えた女性や健康な老人の豊富な経験を活用していくという視点も重要である。

ウ 母子保健対策の充実

我が国の母子保健は、戦後飛躍的な改善を遂げ、乳児死亡率の激減に見られるように、世界でも最高の水準に達している。しかしながら地域によって差がみられるのみならず、妊産婦死亡率や交通事故などによる児童の死亡率は、先進国と比較するといまだ高い状況にある。

このために、乳幼児期からの総合的な健康づくりを推進する観点から、母子保健医療対策の一層の充実について中長期的視点に立って検討を行う必要がある。

また、近年、成人病の危険因子である肥満等が幼児期でも見られることから食事や運動をはじめ生活習慣の改善による幼児期からの成人病予防対策が必要

となってきた。

乳幼児の社会性や情緒面の発達を豊かにし、思春期の児童の悩みに応えるなどの心の問題への対応も重要である。

エ 子育ての経済的支援等

児童手当制度の見直しに当たっては、子どもが健やかに生まれ育つことに資するという観点から検討することが大切である。

なお、住環境が子どもの成長に与える影響も少なくないことから、子どもにとってより良い住環境の整備のための方策について検討することが期待される。

(3) 働く女性に対する支援策の拡充

近年、女性、特に有配偶女性の職場進出により、女性の就労と出産・子育ての両立を支援するための施策の充

実を図ることがますます必要になってきている。

このためには、乳児保育、一時的な保育、保育時間の延長など保育需要の多様化に応じた保育サービスの充実を図るとともに、雇用環境の面での整備、すなわち育児時間、育児休暇、育児休業、事業所内保育施設などの充実が期待される。

なお、子育てと並んで老人介護についても、ほとんどの場合女性が行っており、在宅福祉サービスの充実を図っていくことが重要である。

(4) 地域社会における児童健全育成の推進

子どもの健全育成を進める上で地域社会の果たす役割はきわめて大きい。このため、子どもが自由に、かつ、自主的に遊び、自らの可能性を開花させていくことができるような地域づくりを進める必要がある。

ア 遊び場の計画的整備などハード面の充実とネットワーク化

児童館、児童遊園などの遊び場の整備を引き続き進めることも重要であるが、今後はこれらの施設のネットワーク化を図り、その機能の高度化と効果的な利用を図ることが重要である。また、遊び場の確保に当たっては、大都市、特に首都圏を中心として住宅の高層化や交通量の増大により、安全な遊び場の確保が困難となっていることから、専用の遊び場の整備のみならず、民間企業のグラウンドや駐車場の活用、場合によっては一定時間を区切った道路の活用ということも考えるべきである。

さらに、遊び場ふれあいの場としての自然環境そのものを保護していくことも大切である。

イ 多様な経験の場の提供や遊びのリーダーの養成などソフト面の充実老人との交流の機会や山村留学のような自然とのふれあいの機会など、子どもに多様な経験の場を提供することは重要なことである。こうした経験を通じて子どもたちが切磋琢磨し、社会性を身につけ、人の心の痛みを理解し、また、自然の大切さを学びとっていけるようにすることが大切である。

一方、現状では、都市部においては、自然を確保することがきわめて困難なため、既に都市化した環境の下でいかにしてそのような環境に慣れ親しませるかということも考えるべきである。

さらに、子どもの遊びのリーダーの養成や遊びの仲間づくりなども重要である。その際「やわらかい配慮」の中で子どもたちの遊びをどうやって豊かなものとしていくかという点に留意する必要がある。

(5) 家庭と両立する企業活動

高度経済成長期においては、企業活動を優先させ、家庭をこれに合わせるという考え方が一般的であったが、女性の職場進出、国民のゆとり指向等により、今後は、企業の方が家庭と両立するように自らの活動形態を変えていくことが必要になってくるものと考えられる。

具体的には、育児休業の普及の促進や事業所内保育施設の整備など就労する女性の出産・子育ての支援や、男性の育児参加を促進するための育児時間など労働時間のフレックス化、家族と一緒に過ごす機会を確保するための時間的、経済的配慮、子どもの年齢に応じた人事におけるきめ細かな配慮などが考えられる。また、こうした多様な制度を利用しやすくする企業風土づくりも必要である。地域の子どもの健全育成に寄与するため、ボランティア休暇の制度も期待したいところである。

(6) 国際協力の推進

子どもの問題は、単に一国の問題にとどまるものではない。戦後、我が国の児童福祉水準は飛躍的に向上したが、その直接的契機として、各国からの援助があったことを忘れてはならない。

しかしながら、発展途上国では、いまだに乳児死亡率は高く、特に家庭的環境に恵まれず、路上で生活するい

わゆるストリートチルドレンなど,子どもの人権は十分に保障されているとはいえない。我が国としても,世界的に経済の相互依存が高まる中で,今後子どもの問題を考えるに当たって,国際協力を強力に推進していくことが必要であり,これまでの「受信型」の国際化から「発信型」の国際化へと施策を展開していくことが重要である。

国際協力を考えていくに当たっては,人材面での技術協力や草の根レベルでの支援といった側面を重視する必要がある。

第2編

第3部 主な審議会・懇談会等の動き

4 報告のポイント

「これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書」

5 むすび

これまで、「高齢化」の名のもとに、社会全体の目が高齢者に向けられてきたと言っても過言ではない。

しかし、将来の社会を担っていくのは現在の子どもたちであり、また、人は誰しも必ず子ども時代を経験し、その子ども時代の過ごし方が生涯を通じてのその人の生き方と深いかかわりを持っているという点で、また、子ども時代の経験は子ども時代にしか得られないという点で、子どもの問題はすべての人の共通テーマであり、また、人類全体の問題であるということが出来る。

子どもは人類の未来であり、子育ては未来社会の設計という人類がなしうる最も創造的な営みである。

価値観が多様化する中で、子どもを生き育てることの喜びを男女を問わずじっくりと考えることが大切ではなかろうか。そして、今こそ、社会全体に子育てネットワークを広げ、また、子育てを通じて社会をつくるという意識を国民1人1人が持つことが必要になってきているのではないだろうか。

この報告を契機として、個々の家庭においてのみならず、国や地方公共団体、地域社会・学校・企業などあらゆる場において、子どもや子育てについての議論が行われることを強く期待したい。
